

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

5-2(2) 食品の安心・安全の向上について

食の安全性の確保にむけて、保健所等と連携し、食中毒や違反食品防止にむけて監視指導の強化を行うとともに、食品事業者への指導や情報提供など自主衛生管理の向上に努めること。また本年成立した食品表示法を事業者へ周知し、食の安心・安全対策に取り組むこと。

（回答）

本府では、食品衛生の確保および食の安全安心の推進を目的として、毎年度、食品衛生監視指導計画を策定し、保健所を中心として食品事業者の監視指導等を行っております。

また、食の安全安心の施策を総合的かつ計画的に進めるために「大阪府食の安全安心推進計画（5ヵ年計画）」を策定しており、「生産から消費にいたる各段階での食の安全性の確保」、「健康被害の未然防止や拡大防止に関する施策の充実」、「情報の提供の促進」及び「事業者の自主的な取組促進」に関して取り組みを進めているところです。

なお、食品表示法に係る具体的な基準が示された際には、食品に適正な表示がなされるよう事業者への啓発指導に努めてまいります。

（参考）

○平成25年度大阪府食品衛生監視指導計画ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/kanshikeikaku/25keikaku.html>

○第2期大阪府食の安全安心推進計画ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/keikaku2/index.html>

（回答部局課名）

健康医療部 食の安全推進課